

# 医療コーディネータ約款

## 第一章 総則

### 第一条 (医療コーディネータ業務の委託)

1. 委託者(以下、「甲」という)は、株式会社 null (以下、「乙」という)に対し、下記各号に定める業務(以下、「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。但し、本業務のうち、実施しない事項があるときは、事前に書面(又は甲と乙との間で合意した他の方法)により明示する。

(ア) 甲基本情報及び甲医療情報(第3条第1項及び第4条第1項にそれぞれ定義する)に基づき、甲が治療等(第2条に定義する)を受ける医療機関の選定、紹介、受入交渉、治療内容の確認、日程調整、受入準備等を行うこと(医療機関の紹介、受入交渉、受入準備)

(イ) 甲が日本に入国し、滞在するためのビザの申請支援及び身元保証を行うこと(短期滞在ビザ等の申請支援及び身元保証)

(ウ) 甲の航空券、甲が日本において利用する交通機関、宿泊先等を手配すること(交通機関、宿泊先等の手配)

(エ) 甲の治療等、滞在等につき必要な通訳を実施すること(医療通訳の紹介等)

(オ) 甲の日本滞在中にトラブル、問合せ事項等が生じた場合に適宜対応を行うこと

(カ) 甲の医療機関、交通機関、宿泊先等に対して支払を代行すること(支払代行)

(キ) 前第1号から第6号に関連し、別途甲乙間で定める業務

2. 甲及び乙は、医療機関、交通機関、宿泊先等との契約は、乙ではなく、甲が各サービス提供者と直接当事者として別途契約締結することを確認する。

### 第二条 (日本滞在中の活動)

1. 甲は、日本滞在中、日本の医療機関において治療(治療のために必要な検査及び入院を含む。以下同じ)、検査又はセカンド、オピニオン外来(以下、併せて「治療等」という)に必要な又は関連する活動及び観光のみを行うものとする。

### 第三条 (甲の基本情報の提供)

1. 甲は、「問診票」所定の全ての事項(以下、「甲基本情報」という)について正確に記入した上、乙の定める提出予定日までに、これを乙に提出する。

# 医疗协调协定

## 第一章 总则

### 第一条 (医疗协调业务委托)

1. 委托方(以下简称[甲方]), 对株式会社 null (以下简称[乙方]) 委托以下内容的业务(以下简称[本业务]) 并且乙方接受本业务的委托。乙方在执行本业务具体事宜时, 无法执行或决定不执行项目时, 乙方必须先以书面形式或双方协定的方式告知甲方。

A) 根据甲方本人的个人信息以及医疗信息(在第3条第1款, 第4条第1款分别注释定义)来协调健康诊断治疗(在第2条注释定义)的医疗机关。其中包括, 接受方医院的选定及交涉、治疗、诊断项目及其具体内容的确定、日程安排及各项准备工作。(医院选定、交涉、接受就诊准备)

B) 协助办理, 甲方赴日签证申请事项以及滞留日本时, 担当“在海外身份保证人”等手续的办理。(签证申请协助及海外担保人的保证)

C) 负责安排或协调, 甲方赴日本(医疗旅游)时的机票订购以及在日本的住宿、交通等事务。(交通、住宿安排)

D) 对甲方提供, 接受诊断治疗以及滞留日本期间所需翻译服务。(包括翻译人员的介绍)

E) 甲方在滞留日本期间发生某种纠纷及冲突或咨询其他问题时, 对其提供相应的对接服务。

F) 代理执行, 对医疗机关、交通、住宿等方面所发生费用的支付工作。(代理支付)

G) 小项 A) 至 F) 关联的其他业务, 甲乙双方必须另行协商或签约执行。

2. 甲乙双方, 对医疗机关、交通服务提供方、住宿及翻译服务提供方之间(仅限乙方介绍)的合约, 应当由甲方对服务提供方进行单独合约。

### 第二条 (在日本滞留期间的活动)

1. 甲方基于医疗旅游前提下, 在日本滞留期间的活动仅限于, 在日本医疗机关接受健康诊断及治疗(以下简称[诊疗], 其包括必要性的住院及检查等)时的相关活动及旅游观光。

### 第三条 (甲方提供基本信息)

1. 甲方必须正确无误的填写指定的[问诊表](独立的书面文书)必填信息(以下简称[甲方基本信息]), 并且在乙方要求的期限内交给乙方。

2. 乙は、甲基本情報に記載漏れ、虚偽、不正確な記載等がある場合、甲に対し、追記、訂正等を求めることができるものとし、乙の指定する期限内に追記、訂正等を行わなければならない。

## 第二章 医療機関の紹介、受入交渉、受入準備

### 第四条 (医療情報の提供)

1. 甲は乙の指示に従い受診歴のある医療機関に対する照会、検査等を行い、当該医療機関から自身の十分かつ正確な医療情報(診断書、治療経過、既往症、検査データ及び内服薬一覧表を含むがこれに限られない。以下、「甲医療情報」という)を取得し、乙に対し提供しなければならない。
2. 乙は、甲から甲医療情報の提供を受けた後であっても、甲医療情報に不足、虚偽、不正確な記載等がある場合、甲に対し、更に甲医療情報の提供を要求することができ、甲は乙からの要求に従わなければならない。
3. 甲は、受け入れ病院で治療方針が確定後臨時的のオプション追加できない。

### 第五条 (医師への照会及び情報の取得)

1. 甲は、乙の要求に従い、受診歴のある病院、担当医師、これらの連絡先等の情報を提供し、又は当該情報の提供に協力する。
2. 甲は、乙が必要と認めた場合、乙が前項の病院及び医師に照会し、甲医療情報を直接取得することにつき、同意する。

### 第六条 (医療情報の翻訳)

1. 甲は、乙が自ら又は第三者に委託して、甲基本情報及び甲医療情報を翻訳することにつき、同意する。

### 第七条 (受入先医療機関の探索、選定)

1. 乙は、甲を受け入れて治療等を行う医療機関(以下、「受入先医療機関」という)の候補に対して甲基本情報、甲医療情報等を提供することができるものとし、乙からの情報等を提供することをもって受入先医療機関を探索し、選定する。
2. 乙は、自らの裁量により、複数の受入先医療機関候補に対して前項の提供及び探索を行うことができる。
3. 甲は、日本国内の医療機関に連絡する場合、乙を通じて又は乙の事前の承諾を得て行うものとし、乙の承諾なく直接日本の医療機関に連絡してはならない。

### 第八条 (受入先医療機関との調整)

1. 乙は、受入先医療機関候補から、治療等の方針、所要期間、見積り額、受入可能な日程等(以下、「本治療方針等」という)の情報を取得し、適宜自ら又は第三者に委託して翻訳の上、甲に提供する。

2. 乙方が確認情報正確性時、发现基本信息的填写(包括录入)有遗漏、虚假、不正确时必须向甲方要求整改或补充相关内容,并且甲方必须在乙方指定的期限内进行整改或补充。

## 第二章 医疗机关的介绍、协调交涉、接受准备

### 第四条 (医疗信息提供)

1. 甲方根据乙方要求,在其他医疗机关接受过诊断、治疗及医疗咨询史的,务必向乙方提供真实准确的医疗信息(包括曾经就诊的院方诊断书及音像资料、治疗经过、病历、检查数据及服用药物明细等诸多信息。以下简称[甲方医疗信息])。
2. 乙方接受甲方医疗信息后,发现有遗漏、虚假、不正确时,对甲方提出补充或修正。甲方有义务配合乙方并执行。

3. 甲方同意日本接受方医疗结构的诊疗方针后,不得临时加项。

### 第五条 (向医生咨询并获取信息)

1. 甲方根据乙方的要求提供,曾经接受诊断或治疗的医院、主治医师、联系方式等信息。或有必要时协助乙方,提供上述信息。
2. 在乙方认定有必要时,甲方同意由乙方直接向甲方曾经接受治疗的医疗机关及主治医师咨询或索要医疗信息。

### 第六条 (医疗信息的翻译)

1. 甲方同意并接受,甲方医疗信息及个人信息由乙方独立翻译或乙方向第三方委托翻译。

### 第七条 (接受方医疗机关的研讨、选定)

1. 乙方将对接受甲方诊疗的医疗机关(以下,简称[接受方医疗机关])提供甲方基本信息及医疗信息,核实、确定接受方医疗机关。
2. 乙方有权根据自己的判断,自行研讨或同时参选多个候补医疗机关。
3. 甲方不得在没有获得乙方认可的情况下,单方面跟日本医疗机关取得直接联系。

### 第八条 (与接受方医疗机关的协调)

1. 乙方向已确定或候补的接受方医疗机关索取诊断及治疗方针、所需时间、诊疗预算、具体日程安排(以下,简称[诊疗方针])等相关信息后由乙方独立翻译或委托第三方翻译后递交给甲方。

2. 甲は、受入先医療機関候補が作成した本治療方針等に同意し、当該受入先医療機関候補において治療等を希望する場合、乙に対し、その旨を書面（又は甲と乙との間で合意した他の方法）にて通知する。

#### 第九条（受入準備）

1. 乙は、甲から前条第2項の通知を受け、着手金の入金を確認した後、受入先医療機関と甲の受入日程を調整する。
2. 乙は、甲の来日前に、自ら又は第三者に委託して、入手可能な受入先医療機関の入院案内、治療説明書、クリニカルパス、治療同意書、検査同意書等の文書を翻訳し、甲に提供するよう努める。

### 第三章 短期滞在ビザ等の申請支援等

#### 第十条（審査）

1. 乙は、甲基本情報、甲医療情報その他乙が甲につき得た情報に基づき、乙による甲の身元保証の可否を審査する。
2. 乙は、自ら又は、自ら若しくは甲を通じて受入先医療機関、現地医療機関等に委託し、甲基本情報、甲医療情報その他乙が甲につき得た情報に基づき、甲の航空機での移動、長期間の移動等の可否を判断する。

#### 第十一条（身元保証、短期滞在ビザ等申請支援の決定）

1. 乙は、前条の審査及び判断に基づき、その裁量により、甲の身元保証及び短期滞在ビザ等の申請支援を行うか否か、並びに身元保証を行う場合の身元保証金（以下、「本身元保証金」という。）の額を決定し、その結果を甲に通知する。
2. 乙が、甲のために身元保証を行わず、かつ短期滞在ビザ等の申請支援を行わない旨の決定をした場合には、本契約を解除することができる。

#### 第十二条（渡航日程の決定）

1. 甲及び乙は、乙が甲の短期滞在ビザ等の申請支援を行う旨を決定または滞在に必要なビザの取得を確認し、かつ、受入先医療機関を決定した後、受入先医療機関とも協議の上、渡航日程を決定する。

#### 第十三条（甲による短期滞在ビザ等の申請、取得）

1. 乙は、渡航日程の決定後、かつ、第27条に定める本前払費用の受領確認後、甲の依頼に基づき、受入先医療機関の受診等予定証明書、身元保証書、日程表、及び在留資格認定証明書（但し必要な場合に限る）を取得又は作成し、甲に提供する。
2. 甲は、乙から前項の各書類等を受領後、甲の費用で、当該各書類等を甲の居住国の日本国大使館又は日本国領事館に申請し、短期滞在ビザ等（以下、「本短期滞在ビザ等」という。）の発給を受ける。

2. 甲方同意并接受接受方医疗机构（包括候补选定医疗机构）的诊疗方针时，要以书面形式或事先达成一致的其他方式告知乙方。

#### 第九条（接受准备）

1. 乙方从甲方得到第八条第二款的通知并确认预约定金汇款到帐后，跟接受方医疗机构协调甲方的具体诊疗日程。
2. 甲方来日本之前，由乙方独立或委托第三方，尽最大努力收集接受方医疗机构的相关介绍、诊疗说明、诊疗计划、诊疗同意书、检查同意书（包括问诊表）等，并对其翻译后提供给甲方。

### 第三章 申请滞留签证等的协助

#### 第十条（审查）

1. 乙方将根据甲方基本信息及医疗信息对其进行判定或审查，能否担当甲方在日本滞留期间的身份保证人或单位。
2. 由乙方独立或通过甲方委托日本接受方医疗机构，根据甲方基本信息及医疗信息来判定甲方能否独立乘坐飞机或乘飞机长时间飞行的可能。

#### 第十一条（身份保证单位及个人、协助申请滞留签证的决定）

1. 乙方依据第十条的规定，判定是否协助申请签证事宜。协助申请签证事宜的同时，需要担当在日本滞留期间的身份保证人或单位，并制定相应的身份保证金额度（以下，简称[身份担保金]），并且告知甲方。
2. 甲方无法被担保或无条件申办签证事宜时，乙方有权单方面解除本协议。

#### 第十二条（出国日程安排）

1. 乙方协助甲方或甲方独立申请赴日签证事宜，在确认签证类型和滞留期限后，甲、乙双方及接受方医疗机构一同协商确定具体的渡航日程。

#### 第十三条（甲方赴日签证的申请、取得）

1. 出国日程确定后由乙方依据第二十七条规定对预付款是否到帐进行确认。并根据甲方的委托，提供接受方医疗机构的诊疗预定、身份保证书、日程安排表及在留资格认定书（仅限于有必要时）等书面材料。
2. 甲方从乙方获取上述条款的书面材料后，由甲方自行出资，向当地日本大使馆或日本领事馆提交并等候签证的签发。（以下，简称[赴日签证]）

3. 甲は、本短期滞在ビザ等の発給を受けた後、遅滞なくその写しを乙に提供する。

#### 第四章 交通機関、宿泊先等の手配

##### 第十四条（国際及び国内交通機関の手配）

1. 乙は、第27条に定める本前払費用の受領確認後、甲及び受入先医療機関とも協議の上、甲の依頼に基づき、甲のために航空券及び又は日本国内の交通機関を手配する。
2. 甲は、乙の事前の書面による同意なく、前項の航空券及び国内交通機関（旅程、便名を含む。）を変更してはならず、当該同意を得て航空券及び又は国内交通機関を変更した場合には、遅滞なく、乙に対し、変更後の航空券及び又は国内交通機関を通知する。

##### 第十五条（宿泊先の紹介等）

1. 乙は、甲の依頼に基づき、甲、受入先医療機関、宿泊先候補とも協議の上、甲に対して宿泊先候補を紹介する。甲は、当該宿泊先候補の中から宿泊先を決定し、乙に通知する。
2. 乙は、甲から前項の通知を受けた場合、第27条に定める本前払費用の受領確認後、甲のために宿泊先を予約する。
3. 甲は、乙の事前の書面による同意なく、前項の宿泊先を変更してはならない。
4. 甲は、宿泊料その他の費用を乙又は宿泊先に対して支払う。

##### 第十六条（スケジュール表の作成等）

1. 乙は、甲の要望があった場合、スケジュール表の作成及び来日準備のサポートを行う。
2. 乙は、前2項に定めるサービスの履行について、第27条に定める本前払費用の受領確認を待つてこれを行うことができる。

#### 第五章 医療通訳の紹介

##### 第十七条（通訳の紹介）

1. 乙は、甲の依頼に基づき、甲に対し、甲の日本滞在中に利用可能な医療通訳候補者を紹介又は実施する。
2. 甲は、前項の通訳候補者の中から、通訳を選定し、乙に通知する。
3. 乙は、甲から前項の通知を受けた場合、甲のために通訳を予約する。但し、乙は、予約について、第27条に定める本前払費用の受領確認を待つてこれを行うことができる。

#### 第六章 コールサービス

##### 第十八条（コールサービス）

1. 乙は、甲の日本滞在中、甲に対し、日本語、中国語

3. 甲方取得签证后，尽快将签证复印件（或电子版）提供给乙方。

#### 第四章 交通、住宿安排

##### 第十四条（国际及日本国内交通、通行安排）

1. 乙方依据第二十七条规定，对预付款到帐进行确认后，在甲、乙双方及接受方医疗机构一同协商的基础上，根据甲方的意愿，预约赴日机票及日本国内交通手段的安排。
2. 甲方不得在没有乙方的书面同意的情况下，私自更改出国安排及日本国内行程安排（包括旅程，航班等）。获得乙方的同意后自行对行程安排做出调整的，应当迅速告知乙方所变更后的具体内容。

##### 第十五条（住宿安排）

1. 在甲、乙双方及接受方医疗机构一同协商的基础上，乙方根据甲方的意愿，向甲方提供备选住宿单位。甲方选定后应及时告知乙方。
2. 乙方依据第二十七条规定，对预付款到帐进行确认后，由乙方对日本国内的住宿单位进行预约或安排。
3. 甲方不得在没有乙方书面形式的通知下，私自更换或调整住宿安排。
4. 住宿费用由甲方向乙方支付或直接向住宿单位支付。

##### 第十六条（日程安排表的制定）

1. 甲方有单独的日程安排要求时，由乙方起草制定具体日常安排内容及相关配套服务提案。
2. 在履行前两条服务内容时，基于第二十七条预付款到帐的前提下执行。

#### 第五章 医疗翻译介绍

##### 第十七条（翻译介绍）

1. 乙方根据甲方的意愿，对甲方提供或介绍滞留日本期间所需的医疗翻译及候补翻译人员。（包括普通翻译）
2. 甲方在上一款所述翻译人员中选定翻译人员后，应立即告知乙方。
3. 乙方得到甲方上述款项的通知后，着手安排或预约甲方的翻译服务及人员。乙方对翻译服务及人员预约时所产生的费用，适用于第二十七条预付款规定。

#### 第六章 待机服务

##### 第十八条（待机服务）

1. 乙方在甲方日本滞留期间，向甲方提供日语、汉语及

及びモンゴル語で対応可能なコールセンターを提供する。コールセンターの連絡時間は、24時間緊急対応可能とする。

2. 甲は、日本滞在中にトラブル、問い合わせ事項等が発生した場合は、当該コールセンターを利用するものとし、当該コールセンターに連絡する。

#### 第十九条（出国後の連絡先）

1. 甲は、出国後、治療内容等について乙に連絡する場合は、前条のコールセンターを利用するものとし、当該コールセンターに連絡する。

#### 第二十条（録音）

1. 甲は、本章に関する甲と乙の会話について、乙が録音し、本契約に関連する目的で使用することに同意する。

### 第七章 入出国及び治療

#### 第二十一条（入国）

1. 甲は、乙が要求した場合、当該要求に従い、搭乗前等に検査を行う。乙は、甲が当該検査を拒んだ場合、直ちに本契約を解除することができる。

#### 第二十二条（国内移動、宿泊）

1. 甲は、甲と乙との間で別途書面による合意をした場合を除き、第十四条の国内交通機関を利用して日本国内を移動し、第十五条の宿泊先に宿泊する。

#### 第二十三条（連絡）

1. 甲は、日本国内滞在中、適宜乙と連絡を取らなければならない。

#### 第二十四条（検査、治療、入院）

1. 甲は、乙及び受入先医療機関の指示に従い、受入先医療機関において治療等を受ける。
2. 甲は、受入先医療機関、交通機関、及び宿泊先の定める約款、規則、ルール又は合意事項に従うものとし、また、これらの相手方、通訳等に対して、迷惑行為を行ってはならず、その他、別紙の「注意事項及び免責事項」記載の注意事項を遵守する。

#### 第二十五条（出国）

1. 甲は、本治療等の終了後、日本を出国する。なお、甲は、出国の時期及び方法については、乙の指示及び受入先医療機関の助言に従う。
2. 甲は、本短期滞在ビザ等に記載された滞在期間を超えて日本国内に滞在してはならない。
3. 甲は、乙の指示に従い出国後5営業日以内に出国を証する書面（旅券の写し等）を乙に提出する。

### 第八章 代金の決定及び支払

#### 第二十六条（前払費用等の決定）

1. 甲は乙に対し、乙指定の期日までに着手金を支払う。乙は、甲の支払が確認できるまで本業務の全部又は一部に着手しないことができる。入金完了後

蒙古語的待机服务。待机服务提供时间定为日本时间零点到二十四点。

2. 甲方在滞留日本期间发生某种纠纷及冲突或咨询其他问题时，可利用（致电）待机服务。选拔所需语言服务。

#### 第十九条（回国后的联络）

1. 甲方回国后，在诊疗内容等方面需要同乙方取得联络时，致电上一条所指定的待机服务号码。

#### 第二十条（录音）

1. 甲方须同意乙方对本章所指的谈话内容进行录音并将声音资料用于本协议的关联内容。

### 第七章 出入国及诊疗

#### 第二十一条（赴日）

1. 乙方得到甲方的赴日要求后，协助甲方进行出发前的准备及检查工作。甲方拒绝接受入国检查时，乙方有权终止本协议的履行。

#### 第二十二条（日本国内移动、住宿）

1. 除甲、乙双方单独另行协定的约定外，甲方应当遵从第十四条的日本国内交通手段安排款项及第十五条住宿规定。

#### 第二十三条（联络）

1. 甲方在日本滞留期间，必须与保持适当的联系。

#### 第二十四条（诊疗、住院）

1. 甲方必须根据乙方或接受方医疗机构的提示或要求进行诊疗活动。
2. 甲方应当遵从接受方医疗机构、交通服务提供方、住宿服务提供方以及乙方之间的协议条款、规定及其他注意事项。不得给对方以及翻译服务提供方造成困惑。严格遵守附页的[注意事项及免责声明]的相关规定。

#### 第二十五条（回国）

1. 甲方在日本诊疗结束后将回国。乙方根据接受方医疗机构的建议，由乙方安排甲方回国的具体日程及安排。
2. 甲方不得超过签证所指定的期限滞留日本。
3. 甲方回国后5个工作日之内，必须依照乙方的要求，向乙方提供回国证明。（印有出入境印章的护照复印件）

### 第八章 预算及费用支付

#### 第二十六条（预付款项的决定）

1. 对于乙方，甲方必须指定期限内将预约定金汇款给对方。如果甲方不履行付款，乙方有权解除或取消部分业务内容及服务范围。本协议签订后，对于任何形式

に解除又は解約された場合、着手金について甲は返金を求めることができない。

2. 乙は、第八条に従って受入先医療機関及び本治療方針等が決定された後、受入先医療機関から医療費の見積額（以下、「本見積額」という）に係る情報を取得し、また、受入先医療機関とも協議の上、合理的な預り金額（以下、「本預り金」という）を決定する。
3. 甲及び乙は、協議の上、下記各号の費用を決定する。
  - (ア) サービス料とは受入先医療機関の紹介、受入交渉、受入準備費用、本短期滞在ビザ等の申請支援費用、交通機関、宿泊先等の手配費用等を含む、本業務の対価から第一項の着手金を控除した額をいう（以下、「本サービス料」という）。
  - (イ) 立替金とは交通費、宿泊費等（甲が直接支払う場合を除く）の概算額の立替金をいう（以下、「本立替金」という）。
4. 乙は、本預り金、本サービス料、本身元保証金及び本立替金に基づき、甲が乙に支払う前払費用（以下、「本前払費用」という）を決定し、本前払費用の金額、内容及び支払期日を甲に書面で通知する。

#### 第二十七条（前払費用の支払）

1. 甲は、乙から前条第4項の通知を受領後、前条第4項の支払期日までに、本前払費用の全額を乙の指定する下記の銀行口座（以下、「乙銀行口座」という）に振込み支払う。振込手数料は原則甲の負担とする。
2. 乙は、前項の振込みを確認した後、遅滞なく、甲及び受入先医療機関に対し、前項の振込みを確認した旨を通知する。
3. 受入先医療機関が甲から直接受領した費用に関する紛争については、甲及び当該受入先医療機関において解決するものとする。

#### 第二十八条（見積額の不足）

1. 乙は、甲の治療等に要する費用が本預り金を超過すると合理的に見込まれた場合、甲に対し、遅滞なく、その超過額（以下、「本不足額」という）を、その理由及び支払期日を付して書面で通知する。
2. 甲は、前項の通知を受けた場合、前項の支払期日までに本不足額を別途乙の指定する方法により支払う。当該支払に手数料が発生する場合、当該手数料は原則甲の負担とする。

#### 第二十九条（治療費の確認、支払）

1. 乙は、受入先医療機関による治療等の終了後、遅滞なく、受入先医療機関とともに実際に治療等に要した費用（以下、「本治療費」という）を精査し、甲に対し、受入先医療機関が実際に行った治療等の内容、及び本治療費の額を書面で通知する。

的解約或毀約、收取的预约定金（受理费）不给予退还。

2. 乙方根据第八条的规定，取得接受方医疗机构的诊疗方针后，从接受方医疗机构获取诊疗费用预算案（以下，简称[本预算]）。在接受方医疗机构协商的基础上，根据所需提供的服务内容制定合理的预付诊疗金额（以下，简称[本预付诊疗费]）。
3. 由甲、乙双方协商，决定以下项目的具体费用。
  - A) 服务费，是指包括接受方医疗机构的介绍、接受交涉、接受准备以及协助赴日签证申请、交通通行、住宿安排费用在内的，扣除准备金的金额（以下，简称[本服务费]）。
  - B) 垫付费，是指交通费、住宿费（由甲方自行支付除外）、翻译服务等在内的概算费用（以下，简称[本垫付金]）。
4. 由乙方根据[本预付诊疗费]、[本服务费]、[身份保证金]以及[本垫付金]的额度，制定甲方对乙方的预付款的额度（以下，简称[本预付款]）。并向甲方书面通知具体内容以及缴纳期限。

#### 第二十七条（预付款支付）

1. 甲方收到第二十六条第四款的通知后，在限定期限内将[本预付款]全额汇入乙方指定的银行账户（以下，简称[乙方银行账户]）。乙方要求甲方将[本预付诊疗费]汇入乙方制定的银行账户（接受方医疗机构账户）时，原则上由甲方承担汇款时所发生的手续费。
2. 乙方确认收到上一款项所指的费用后，及时向甲方和接受方医疗机构给予收到的通知。
3. 由甲方直接汇入接受方医疗机构的费用，产生纠纷时，由甲方和接受方医疗机构之间进行协商和解决。

#### 第二十八条（预算金额的不足）

1. 乙方合理判定（基于院方单据）预算金额不足的情况发生时，核算甲方在诊疗过程中所产生的实际费用与[本预付诊疗费]的差额（以下，简称[本补缴金]），向甲方以书面形式告知[本补缴金]的缴纳期限及具体理由说明。
2. 甲方收到上一款的书面通知后，限定期限内将[本补缴金]汇入[乙方银行账户]或乙方另行指定的银行账户（接受方医疗机构账户）。原则上由甲方承担汇款时所发生的手续费。

#### 第二十九条（诊疗费的确认及支付）

1. 乙方待接受方医疗机构的诊疗活动结束后，及时跟接受方医疗机构清算诊疗实际费用（以下，简称[本诊疗费]）。并向甲方以书面形式告知具体诊疗内容及诊疗费用明细。

2. 乙は、受入先医療機関に対し、甲から振込みを受けた金額の範囲内で、本治療費から受入先医療機関に送金済みの金額を控除した金額を送金する。送金手数料は原則甲の負担とする。

#### 第三十条（残金の精算）

1. 乙は、甲から振込みを受けた金額から本治療費（甲が受入先医療機関に直接支払った場合には、これを控除した金額）、医療コーディネーター料、通訳・翻訳料、振込手数料相当額等を控除してなお残金がある場合、その旨を甲に通知する。
2. 甲は、前項の通知を受けた場合、残金の受領のため、速やかに、甲の銀行口座（以下、「甲銀行口座」という）の情報を乙に開示する。なお、甲銀行口座は受診者本人名義のみとし、代理人名義の場合には受診者本人の承諾を得ていることを乙が直接確認できる場合に限る。
3. 乙は、前項の開示を受けた後2週間以内に、残金を甲銀行口座に振込む。振込手数料は甲の負担とする。

### 第九章 解除、損害賠償、免責

#### 第三十一条（解約）

1. 甲は、次のいずれかに該当する場合、乙に書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができる。
  - (ア) 甲の都合により、受入先医療機関において治療等を行わないこととなった場合
  - (イ) 甲が本治療方針等に対する同意を撤回する場合
2. 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができる。
  - (ア) 甲の治療等を行うことができる受入先医療機関が見つからず、紹介することが困難と乙が判断した場合
  - (イ) 受入先医療機関において、甲の治療等を行わないこととなった場合
  - (ウ) 第十一条の規定に基づき、乙が身元保証、短期滞在ビザの申請支援を行わないことを決定した場合

#### 第三十二条（解除）

1. 甲は、乙が本契約又は本約款の各条項の一に違反し、甲からの催告を受領した後10日以内に当該違反を是正しない場合、直ちに本契約を解除することができる。
2. 乙は、次の事項の一に該当する場合、何らの催告も要せず、直ちに本契約を解除することができる。
  - (ア) 甲が第三条各項に違反し、甲基本情報を提供

2. 乙方对接受方医疗机构的汇款金额为从甲方所收取的[本预付诊疗费], 扣除预先给接受方医疗机构汇入的金额后的差价额。原则上由甲方承担汇款时所发生的手续费。

#### 第三十条（余款清算）

1. 乙方对甲方收取的钱款总计[本预付款]扣除(除甲方根据二十七条规定直接给接受方医疗机构汇入的款项)、协调服务费、笔译、翻译费、手续费等合计后仍存有余款时, 通知甲方余款金额。
2. 甲方收到上款所述通知后, 及时向乙方提供用于领取余款的银行账户(以下, 简称[甲方账户])。甲方账户必须是甲方本人名义的账户, 若需代理人名义领取余款时, 必须由乙方能够直接确认代理人征得甲方本人的同意的事实。
3. 乙方收到上款所述[甲方账户]后, 两周之内将余款汇入[甲方账户]。汇款时所发生的手续费, 由甲方承担(余款金额里扣除)。

### 第九章 解约、损害赔偿、免责

#### 第三十一条（解约）

1. 如果甲方有以下任何一种情况, 甲方可以在书面通知乙方后解除本协议。
  - A) 由于甲方单方面原因, 无法在接受方医疗机构进行诊疗时;
  - B) 甲方不同意[诊疗方针]或撤销同意时。
2. 如果乙方有以下任何一种情况, 乙方可以在书面通知甲方后解除本协议。
  - A) 对甲方诊疗, 没有找到相应的接受方医疗机构或判定介绍相应的接受方医疗机构有困难时;
  - B) 接受方医疗机构决定对甲方不进行诊疗时;
  - C) 依据第十一条规定, 乙方判定对甲方不予以身份担保以及协助签证申请时。

#### 第三十二条（解除）

1. 乙方违反本协议及本协议各项规定中的任一款, 并收到甲方的催告后10日内对其不予以整改时, 甲方可单方面解除此协议。
2. 甲方有以下任何一种情况, 乙方有权无预告的情况下主动解除或终止本协议。
  - A) 甲方违反第三条细则款项的规定, 不给予提供甲方基

- しなかった場合
- (イ) 甲が第四条各項に違反し、甲医療情報を提供しなかった場合
- (ウ) 甲において、受入先医療機関の治療計画に必要な日数にかかる短期滞在ビザ等の発給が受けられなかった場合
- (エ) 甲が第二十七条各項に違反し、前払費用の支払を怠った場合
- (オ) 甲が第二十八条各項に違反し、本不足額の支払いを怠った場合
- (カ) 甲及び乙の信頼関係が破壊され、その程度が回復できない場合
- (キ) その他、甲が本契約各条項の一に反した場合

第三十三条 (解除後の権利義務)

1. 本契約が解約又は解除された場合、その効果は将来に渡ってのみ効力を生じるものとする。
2. 本契約が第三十一条第一項又は前条二項の規定により解約又は解除された場合、甲は、乙に対し、第二十七条一項に定める着手金のほか、乙規定のキャンセル料を支払わなければならない。

来日予定日から15日以上前	なし(着手金のみ)
来日予定日から14~7日前	着手金の5%
来日予定日から6~3日前	着手金の10%
来日予定日から2~1日前	着手金の20%
来日予定日当日	着手金の50%
無連絡による解約又は解除	本前払費用の全額

3. 本契約が解除又は解約された場合、甲は、乙に斡旋された各宿泊先、国内交通機関、受入医療機関等との約定等に基づき、支払うべきキャンセル料等を別途支払わなければならない。
4. 乙は、甲から受領した本前払費用から、前三項に記載したキャンセル料等を支払うことができる。
5. 乙は、本契約が解約又は解除された場合、解除又は解約された日から10営業日以内に、甲から受領した本前払費用から、前三項に記載したキャンセル料等、乙規定のキャンセル料を差し引いた金額を、甲銀行口座に振り込み支払う。
6. 甲は、日本滞在中に本契約が解約又は解除された場合には、速やかに甲の居住国に出国するものとし、乙の指示に従い、出国後5営業日以内に出国を証する書面(旅券の写し等)を乙に提出する。
7. 甲は、短期滞在数次査証に基づき日本に入国した場合において、本契約が解除又は解約されたときは、以降、当該査証に基づき日本に入国しない。

- 本信息時;
- B) 甲方违反第四条细则款项的规定, 不给予提供甲方医疗信息时;
- C) 甲方所取得的签证, 在日本滞留期限不足接受方医疗机构所提供的诊疗计划必要期限时;
- D) 甲方违反第二十七条细则款项的规定, [本预付款]的支付失败时;
- E) 甲方违反第二十八条细则款项的规定, [本补缴金]的支付失败时;
- F) 甲、乙双方相互失去信赖关系, 并无法复原时;
- G) 甲方违反本协议其他细则款项的任一条款时。

第三十三条 (解除后的权益及义务)

1. 解约或解除本协议后, 对将来仍有效。
2. 本协议以第三十一条第一款或上一条第二款的规定解约或解除时, 依据第二十七条的规定乙方对甲方不予以预约定金退还。并按规定由甲方向乙方支付相应比例的取消费用。

预订入境日前15日以上	取消费零(仅限预约定金)
预订入境日前14日~7日内	预约定金的5%
预订入境日前6日~3日内	预约定金的10%
预订入境日前2日~1日内	预约定金的20%
预订入境日当日	预约定金的50%
无任何联络, 无端解约或解除	本预付费用全額

3. 乙方在与第三方服务提供方捆绑协议的基础上, 向甲方提供服务。本协议解约或解除后, 甲方应依据捆绑协议内容向第三方服务提供方(航空公司、接受方医疗机构、出租与租车公司、住宿单位、翻译服务等)支付相应的取消费用。
4. 乙方有权支配甲方[本预付款]充当相关违约金及取消费用。
5. 被解约或解除本协议后乙方在10个工作日内, 从收取的[本预付款]扣除前三款所发生的有必要支付的相关违约金及取消费用。最终结算后, 仍有余款时, 应当立即汇入甲方指定账户。
6. 甲方在日本滞留期间, 本协议以第三十一条第一款或第三十二条第二款的规定解约或解除时, 甲方必须立即返回甲方国籍所在地。甲方回国后5个工作日之内, 必须依照乙方的要求, 向乙方提供回国证明。(印有出入境印章的护照复印件)
7. 甲方依据本协议成功获得签证并在日滞留, 对本协议解约或解除后, 不得利用本协议所获得的签证滞留日本或再度入境。



8. 本契約の解約又は解除後も、本条、次条、第三十六条乃至第四十二条の規定は効力を有する。

#### 第三十四条 (損害賠償等)

1. 甲は、乙に対し、第三十二条により本契約を解除した場合、損害賠償を請求することができる。但し、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、本契約に関して、乙が甲に対して負担する損害賠償額の合計は、本サービス料の2倍を上限とする。
2. 乙は、甲に対し、第三十二条により本契約を解除した場合であって、第三十三条二項に定めるキャンセル料を超える損害が生じた場合には、別途損害賠償請求をすることができる。
3. 乙は、本前払費用の全部又は一部を甲が乙に対して負担する損害賠償額の全部又は一部に充当することができるものとする。但し、甲は、乙に対し、当該充当を行うよう要求することはできない。

#### 第三十五条 (不可抗力)

1. 甲及び乙は、不可抗力事由(自然災害、政府機関の行為、法律、規則、命令等の変更を含むがこれらに限られない。)によりやむを得ず本契約上の義務が不履行若しくは遅滞となった場合、又は、受入先医療機関が甲の治療等を行わないこととなった場合、相手方に対し、当該義務の不履行及び遅滞、並びに治療等が行われないことにつき責任を負わない。

#### 第三十六条 (乙の免責等)

1. 乙が、本業務に違反し、甲に損害が生じた場合、故意又は重大な過失がある場合を除き、乙は本サービス料の2倍を上限に損害賠償をするものとする。
2. 甲が、受入先医療機関、宿泊先、交通機関等(以下、「受入先医療機関等」という。)により、損害を被った場合には、甲と受入先医療機関等との間で、解決するものとし、乙は関与しない。

### 第十章 情報の取扱い

#### 第三十七条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関して取得した相手方の秘密(個人情報を含む)を正当な事由なくして第三者に漏洩してはならず、また、本契約上の義務及び治療等を遂行する以外の目的で使用してはならない。

#### 第三十八条 (情報の開示)

1. 前条にかかわらず、乙は、本契約の履行上必要な関係機関(受入先医療機関及びその候補、甲の居住国における医療機関、日本国外務省等を含むが、これに限られない)に対して、甲基本情報、甲医療情報その他乙が甲につき得た情報を開示することができる。
2. 甲は、別紙の「医療情報開示承認書」及び「個人情報保護に関する同意書」に同意する場合、これらに署名し、乙に提供する。

8. 本协议解约或解除后、本条、下一条、第三十六条以至第四十二条仍有效。

#### 第三十四条 (损害赔偿)

1. 甲方对于乙方, 依据第三十二条的规定对本协议进行解除或解约时, 有权对乙方提出赔偿要求。除了对乙方有故意或造成重大损失之外乙方对甲方支付的赔偿金, 最高额度不得超过[本服务费]的两倍。
2. 乙方对于甲方, 依据第三十二条的规定对本协议进行解除或解约时, 甲方依据第三十三条第二款的规定, 对乙方支付的索赔金额超过取消费用时, 乙方有权进行索赔。
3. 乙方有权要求甲方 [本预付款]的全部或部分充当损害赔偿的全部或部分。但甲方不得向乙方要求充当该项。

#### 第三十五条 (不可抗力因素)

1. 甲方或乙方因不可抗拒的因素(自然灾害、政府行为、法律、条例、命令变更等)导致推迟或无法履行本协议所规定的业务内容及实际操作时互不承担。包括接受方医疗机构不进行诊疗活动时所发生的连带责任。

#### 第三十六条 (乙方免责声明)

1. 乙方违反本协议对甲方造成损害时(除故意及造成重大损害), 乙方对甲方的赔偿金额最高额度不得超过[本服务费]的两倍。
2. 甲方由于接受方医疗机构的过失或其他第三方服务提供方(以下, 简称[接受方医疗机构等])的过失导致甲方权益受到损伤时, 应当与[接受方医疗机构等]协商解决。与乙方无关, 乙方不承担。

### 第十章 信息利用

#### 第三十七条 (保密)

1. 甲方及乙方, 根据本协议使用对方的机密信息(包括个人隐私信息)时, 不得向第三方透漏或泄密相关内容, 而且禁止在本协议和诊疗目的以外信息共享及利用。

#### 第三十八条 (信息公示)

1. 尽管机密信息的使用, 受上一条规定的保护。但在履行本协议规定的同时, 应对相关权利机构(接受方医疗机构、甲方国籍所在地医疗机构、日本外务省等, 不仅限于这些权利机构)的要求, 应当公示或提供甲方基本信息以及医疗信息在内的其他乙方通过正当途径对甲方获取的个人信息。
2. 甲方对附页 [医疗信息公示确认书]以及附页 [关于个人隐私保护通知兼同意书]给予承认并同意时, 签署姓名并提供给乙方。

## 第十一章 一般条項

### 第三十九条 (再委託, 譲渡等の禁止)

1. 甲は, 乙の事前の書面による承諾なく, 本契約及び本約款に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し, 承継させ, 又は担保に供してはならない。

### 第四十条 (協議事項)

1. 本約款に定めのない事項, 及び疑義の生じた事項については, 信義誠実の原則に則り甲乙にて協議し解決する。

### 第四十一条 (準拠法)

1. 本契約及び本約款は日本法に準拠し, 日本法に従って解釈される。

### 第四十二条 (管轄)

1. 本契約及び本約款に関する一切の紛争については, 乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第1審の裁判所とすることを合意する。

## 第十一章 一般条列

### 第三十九条 (禁止再委託及转让)

1. 甲方在没有乙方书面承诺的情况下, 不得将本协议及以依据本协议的一切权利义务转让、继承或担保给任何第三方机构及个人。

### 第四十条 (协议事项)

1. 乙双方对本协议及本约定条款存有异议时, 应在公平合理的前提下进行协商解决。

### 第四十一条 (法律应用)

1. 本协议及相关规定的解释权, 适用于日本法律。根据日本法律所解释。

### 第四十二条 (裁定)

1. 对于本协议及相关规定的一切纠纷, 甲方同意以乙方总部所在地所管辖区的地方法院作为裁定首选法院。